

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

厚生労働省健康局難病対策課

令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、令和2年6月にデータ標準レイアウトの改版が予定されていますが、このことに関し、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日（以下「運用開始日」という。）以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（※1）の対象とする事務手続（※2）の一覧等を、内閣府大臣官房番号制度担当室において別紙1-1から2-2のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の担当課におかれては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用してください。

また、運用開始日については、令和2年6月15日とされていますので、併せてお知らせします。

（※1）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。

（※2）別紙の「試行運用対象」列に、令和2年6月15日から試行運用を開始する事務手続には「○」を、令和2年6月15日より前から試行運用を継続している事務手続には「◎」を記載しております。

また、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政において、試行運用の対象となる事務手続は下表のとおりであり、試行運用の手順や問題発生時の対応等について

ては、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成 29 年 4 月 21 日付け府番第 77 号・総官企第 227 号。別添 1 参照。）の 4 及び 5 並びに「試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について」（平成 29 年 6 月 16 日付け総官参第 11 号。別添 2 参照。）のとおりとしますので、対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。

なお、本格運用の開始時期については、試行運用の状況を確認の上で、別途連絡します。

【別紙 1 - 2 関係】

難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政において試行運用の対象となる事務
手続

※年金関係の情報連携を行う事務手続

別紙における項番	管理番号	事務手続名
37	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(日本年金機構への照会)
38	7-152	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(国家公務員共済組合連合会への照会)
39	7-153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)
40	7-154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)
41	7-157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(日本年金機構への照会)
42	7-158	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(国家公務員共済組合連合会への照会)
43	7-159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)
44	7-160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)
167	98-53	特定医療費の支給認定の変更(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)
168	98-67	特定医療費の支給認定(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)

【別紙2－2関係】

難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政において試行運用の対象となる事務
 手続

※年金関係以外の情報連携を行う事務手続

別紙における項番	管理番号	事務手続名
12	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(地方公務員災害補償基金への照会)
13	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(自治体への照会(特別児童扶養手当等))
14	7-161	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(地方公務員災害補償基金への照会)
15	7-162	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(自治体への照会(特別児童扶養手当等))
18	7-177	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(健康保険法)
19	7-178	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(船員保険法)
20	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(国民健康保険法)
21	7-180	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(高齢者の医療の確保に関する法律)
22	7-181	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定(共済組合等)
23	7-182	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(健康保険法)
24	7-183	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(船員保険法)
25	7-184	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(国民健康保険法)
26	7-185	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(高齢者の医療の確保に関する法律)
27	7-186	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定(共済組合等)
98	98-57	特定医療費の支給認定(健康保険法)
99	98-58	特定医療費の支給認定(船員保険法)
100	98-59	特定医療費の支給認定(国民健康保険法)
101	98-60	特定医療費の支給認定(高齢者の医療の確保に関する法律)
102	98-61	特定医療費の支給認定(共済組合等)
103	98-62	特定医療費の支給認定の変更(健康保険法)
104	98-63	特定医療費の支給認定の変更(船員保険法)
105	98-64	特定医療費の支給認定の変更(国民健康保険法)

別紙における項番	管理番号	事務手続名
106	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）
107	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）

【添付資料】

(別紙1-1) 【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）(R2.6.15時点)

(別紙1-2) 【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）(R2.6.15時点)

(別紙2-1) 【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.6.15時点)

(別紙2-2) 【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）(R2.6.15時点)

(別添1) 情報提供ネットワークシステムの運用開始について

(別添2) 試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について

(別添3) 特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（情報照会マニュアル）

(別添4) 計算ツール

(別添5) 日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添6) 国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添7) 地方公務員共済組合が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添8) 日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添9) 日本年金機構等が提供する年金関係情報の見方（簡易版）